平成２５年（フ）第１２１号
兵庫県明石市茶園場町８番27号　野上マンション２Ｗ
債務者　平嶋美奈子
１　決定年月日時　平成25年７月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第１２３号
兵庫県明石市魚住町清水2225番地の７　清水ハイツ102号
債務者　梶木　恵美（旧姓今西）
１　決定年月日時　平成25年７月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第２８２号
千葉県松戸市三矢小台３丁目８番地の１
債務者　佐竹　和雄
１　決定年月日時　平成25年７月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第３２１号
千葉県松戸市古ケ崎２丁目3161番地の７
債務者　黒沢　美枝
１　決定年月日時　平成25年７月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第１９９号
北九州市門司区永黒１丁目４番５―306号
債務者　大出　　学
１　決定年月日時　平成25年７月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第２５１号
北九州市八幡西区紅梅２丁目９番16―313号
債務者　仮水　　勝
１　決定年月日時　平成25年７月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第２５２号
北九州市八幡西区紅梅２丁目９番16―313号
債務者　仮水　早苗（旧姓廣川）
１　決定年月日時　平成25年７月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第２７６号
北九州市八幡西区千代４丁目20番13号
債務者　近藤美佐子
１　決定年月日時　平成25年７月２日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第８５号
青森県弘前市大字青山１丁目14番地８　青山太田住宅１号
債務者　佐藤　京子
１　決定年月日時　平成25年６月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第４２号
熊本県荒尾市万田870番地２
債務者　宗雲　義秋
１　決定年月日時　平成25年７月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２５年（フ）第４３号
熊本県荒尾市万田870番地２
債務者　宗雲　邦子
１　決定年月日時　平成25年７月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２５年（フ）第６２号
青森県弘前市大字青女子字桜苅109番地８
債務者　舘山　龍治
１　決定年月日時　平成25年７月１日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第８４号
青森県南津軽郡藤崎町大字藤崎字下袋７番地２　３―303
債務者　間山　充子
１　決定年月日時　平成25年７月１日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第７５号
広島県福山市多治米町６丁目７番33号、旧住所広島県福山市箕島町5816番地273
債務者　田中　　満
１　決定年月日時　平成25年７月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第８１号
広島県府中市府中町176番地２、旧住所広島県府中市元町444番地26
債務者　若林　順子
１　決定年月日時　平成25年７月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第３３０号
北九州市八幡東区荒手１丁目１番11号　クレッシェンドⅢ―201、住民票上の住所福岡県直方市大字山部244番地14　1001号
債務者　松尾　寛貴
１　決定年月日時　平成25年７月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第３６８号
北九州市若松区東小石町７番19号
債務者　渡辺　結香（旧姓西川）
１　決定年月日時　平成25年７月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第３７８号
北九州市小倉北区大門１丁目６番48号
債務者　脇山　幸生
１　決定年月日時　平成25年７月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部